

鶴ヶ島市議会基本条例新旧対照表

改正後	現 行
(市民参加)	(市民参加)
第5条 略	第5条 略
2 略	2 略
3 略	3 議会は、市民に対し議会で行われた議案に対する審議の経過、結果その他の議案審議の内容について報告する議会報告会を開催する。
4 議会は、前2項の実現のために、市民と議員との懇談会を開催する。	4 略
5 議会は、請願の審査に当たっては、請願の提出者の趣旨を表明する機会を設けることができる。	
(政務活動費)	(政務活動費)
第11条 議員は、議員の調査研究その他の活動に資するため、 <u>鶴ヶ島市議会政務活動費の交付に関する条例</u> （平成13年条例第1号）の規定により交付される政務活動費を有効かつ適正に執行しなければならない。	第11条 議員は、議員の調査研究その他の活動に資するため、 <u>鶴ヶ島市議会政務活動費に関する条例</u> （平成13年条例第1号）の規定により交付される政務活動費を有効かつ適正に執行しなければならない。
2 議長は、 <u>鶴ヶ島市議会政務活動費の交付に関する条例</u> の規定により提出された政務活動費収支報告書を公表するものとする。	2 議長は、 <u>鶴ヶ島市議会政務活動費に関する条例</u> の規定により提出された政務活動費収支報告書を公表するものとする。
(広報広聴の充実)	(議会広報の充実)
第13条 議会は、多様な <u>広報及び広聴手段</u> を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう、 <u>広報及び広聴の充実</u> に努めるものとする。	第13条 議会は、多様な <u>広報手段</u> を活用することにより、多くの市民が議会と市政に関心を持てるよう <u>議会の広報活動</u> に努めるものとする。
(災害時の対応)	
第16条 議会は、災害時においても機能的に対応できるよう、 <u>危機管理体制の整備</u> に努めるものとする。	
2 <u>災害時の議会の行動基準等</u> に関しては、 <u>鶴ヶ島市議会業務継続計画</u> （議会が災害時においても議会としての権能を果たすために必要な事項を定めた計画をいう。）で定める。	
第17条 略	第16条 略
(継続的な検討)	(継続的な検討)
第18条 議会は、議員の一般選挙後、この条例の目的が達成されているかどうかを検討するものとする。	第17条 議会は、この条例の施行後、常に市民の意見、社会情勢の変化等を勘案して、議会運営に係る <u>不断の評価と改善</u> を行い、この条例の規定に

2 議会は、前項による検討の結果に基づき、必要に応じて適切な措置を講じるものとする。

ついて検討を加える必要があると認めるときは、
所要の措置を講ずるものとする。